収用委員会事務局における公文書開示状況[令和7年8月分]

月整理番号	請求年月日沒	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分開示	決定区分一部開示	決定区分不開示	決定区分不存 在	決定区分存否 応答拒否	(根拠規定) 条例7条1号	(根拠規定) 条例7条2号	(根拠規定) 条例7条3号	(根拠規定) 条例7条4号	(根拠規定) 条例7条5号	(根拠規定) 条例7条6号	(根拠規定) 条例7条7号	(根拠規定) 条例7条8号	(根拠規定) 条例7条9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R7.3.26	R7.8.21	令和○年第○号、同号の2の○事件に関する文書	720	1	1					1		1						・特定の個人を ・特別することが できるものである ため(2・・他のするである 情報)・報とこのるこのである ができるためのであるのである。 ができるため、 ができるのであるのである。 を対している。 ・公偽予びぼする。 により、 はい偽予びにするといる。 にはいる。 にはいるできるできるできる。 ・公偽予びまため。 には、 はいがあるには、 はいののでする。 には、 はいののでする。 には、 はいののでする。 には、 はいののでする。 には、 はいののでする。 には、 はいがのできる。 には、 はいがのできる。 には、 はいがのできる。 はいがのでを、 はいがのでを、 はいがのできる。 はいがのできる。 はいがのできる。 はいがのできる。 はいがのできる。 はいがのできる。 はい	収用委員会事 務局総務課